平成２７年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市坂元町28番14号（コーポ日光Ｂ棟102号）
債務者　楠本　　務
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染川　真二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目37番18号
債務者　松元　茂昭
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目37番18号
債務者　松元喜美子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０７２号
大阪府門真市北岸和田１丁目15番27―502号
債務者　福間　慶一
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　弘通
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３号
沖縄県那覇市壺屋２丁目３番７―701号　メゾン幸楽
債務者　坂元　雅明
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　裕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２５８１号
大阪府豊中市服部豊町２丁目６番１号
債務者　山下　　徹
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９２号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号　ＹＯＵハイム俊徳　410号
債務者　山本　雅之
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４０号
大阪府箕面市百楽荘４丁目５番１号
債務者　平田　祐也
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７０２号
大阪市西区南堀江３丁目15番16号402
債務者　富田　悠子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９２号
大阪府門真市松葉町８番24号
債務者　渡島　勝博
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８１号
大阪市西成区千本中２丁目５番20号　ベストレジデンス岸里505
債務者　加藤聡一朗
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１７号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目22番８号
債務者　飯田　真吾
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９２号
大阪府寝屋川市池田本町４番33号（11号）
債務者　島田　照男
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２１号
大阪府門真市月出町６番６―102号
債務者　横川栄治こと　横川　榮治
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６７号
大阪府高槻市南総持寺町６番38―407号
債務者　大家　美徳
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７号
函館市中島町38番７号
債務者　松本　哲也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６８号
函館市中島町38番７号
債務者　松本千夏子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
函館地方裁判所